

<p>2021 年 8 月 1 日 NO.306</p>	<h1>京浜ユニオン ニュース</h1>	<p>労働組合京浜ユニオン</p> <p>〒144-0051 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 03-6885-9380 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
--------------------------------------	--------------------------	--

東京互光 組合員に譴責処分を強行！

昨年の 8 月から団体交渉もすでに 9 回。この間会社は形だけの団体交渉を繰り返すだけで、組合員が要求している課題について、前向きに答えようとしない。

例えば現在重いパソコンを持ち歩いている。せめて本社にパソコンを入れるロッカーが欲しいと要求しても認めない。社内に空いているロッカーがあるか調べさせろと要求しても、「見せない」「必要ない」の一点張り。「パソコンを入れるクーラーボックスを置かせろ」といっても応じない。部長に預けろと言うだけ。

外回りの勤務の中、会社は最初の現場に着いたら写真を送れ、最後の現場が終わったら写真を送れと命令してきた。組合は管理職を含めて外回りの社員に平等にやらせるなら応じるとしたが、会社は組合員を含め、数人だけに命令してきた。「管理職にもやらせないなら応じない」と言ったところ、業務命令違反で処分を強行してきた。会社の一方的な処分の強行については、社前のビラ配布で従業員に暴露する。すでに 2 度実施。

未払い賃金を払わせる

今回のケースは悲しすぎる。コロナを理由に給料遅配と言われて 3 ヶ月以上遅配になった。が、その原因が会社ではなく、間に入った社員が、手渡しで給料を払う制度を悪用して、手製の給料袋をつくって、詐欺したケースでした。会社に言う「受領印もある。会社は払っている。」「男になって、彼に請求して取れ」と他人事。会社の責任を棚上げした無責任な対応をしてきた。詐欺した社員から取り立てることはほぼ困難にみえた。ユニオンは会社に「組合員の未払賃金の支払いを請求します。給料は労働者に直接手渡すことが、労働基準法の原則です。その途中で、社員が持ち逃げした場合は会社の責任であり、会社に支払い義務がのこります。上記金額を全額 Y 氏に支払うことを要求します。上記金額を Y 氏の給料振り込み口座に振り込んでください。期限は 7 月 26 日 3 時までお願いします。」と請求書を送った。振り込みがなされない場合は団体交渉を要求し、それでも応じない場合は労働組合に認められている団体行動権を行使する方針で待機した。7 月 26 日、入金を確認できた。彼は「安堵感?? から倒れておりました。気持ち新たに今から出勤してきます。」とメールをおくってきた。がんばれ！

8月4日いよいよ文科省へ申し入れを行う

京浜ユニオン組合員 Tさんの雇用責任を求めて、派遣先の日本学生支援機構と、派遣した派遣会社トライに対する争議は、抗議行動を重ねた後、いよいよ、機構の親団体とも言うべき文部科学省への申し入れに発展する。

これまで、ユニオンは「上司の好き嫌い解雇」の責任を求めて日本学生支援機構に対して連続 11 回の抗議行動を続けてきた。また、支援機構のいじめ・差別・解雇理由の捏造の不当性を訴えてきた。

今まで主張してきたように、本来、トライは支援機構が交代を求めてきたときに十分に派遣社員と協議し、事の真相をつかみ、今回のような「上司の好き嫌い解雇」に組するべきではなかった。

しかし両者はこのようなユニオンの争議に対して、
機構側 「雇用については、トライの行った事であり、機構は口添え出来ない、関係がない」

トライ側 「パワハラ、中の指導や雇い止めについては、機構の言い分だから、自分たちは正確に回答はできない」

と逃げの発言を繰り返すばかりだった。

しかしユニオンの主張は正当であり、組合員だけではなく、全ての派遣社員の地位向上を進めるために、必要な闘いだと考えている。

そのため、8月4日に文科省への申し入れを行い、上記についてユニオンの主張を、文にて提出する予定だ。

文科省の官僚が、派遣社員の悩み、ひいては一般的な国民の悩みについて、知らない、と言う事は、あってはならない事だ。

京浜ユニオン 8月の日程

5日(木)例会	午後 6:30 西蒲田事務所
19日(木)運営委員会	午後 6:30 西蒲田事務所
27日(金)憲法連続学習会第4回	午後 7:00 西蒲田事務所

中古車販売会社で退職強要・残業未払

7月29日ズームで団体交渉

神奈川の中古車販売会社で、勤務中の自動車の移動中に近所の人に車をぶつけられた。普通はぶつけた人に責任があるので、保険で処理するケースなのだが、社長は「近所の人とは付き合いがあるから請求できない、おまえが払え」とぶつけられた社員に全額弁償を命じた。納得できないので、同僚と一緒に社長に抗議すると「これは会社のルールだ。守れないなら辞めろ」と退職強要された。翌日会社に行くと、「おまえがくるかどうかわからないので、予定を組んでない。不満がある状態で仕事させられない。感謝・感謝と書き続ける！ トイレ掃除でもいいぞ」いやがらせをくりかえし解雇を強要し、その場で退職届を書かされた。

相談にきた二人はその場で組合に加入した。内容を聞くと残業代も払われていないことがわかった。労基署には自分たちで労基署へ訴えた。すぐに査察が入った。

タイムカード押させてから仕事をさせていた。それぞれ149時間、166時間が未払い残業になっている。

さらに有休休暇も使わずに退職させたことがわかった。

会社に対し、「貴社による組合員に対する退職強要について、残業代未払について、不当な損害賠償請求について」団体交渉を申し入れた。7月29日にズームで団体交渉をやることになった。

団体交渉では会社は3人の弁護士を立ててきた。パワハラを直接行った店長はださせなかったの、次の団交(8月16日)では出席を求めた。

二人の青年は社長に臆することなく堂々と店長から言われたパワハラの事実を訴えた。会社側は黙ってしまった。

この会社のあくどさは、本人たちに「退職時に関する合意書」を出させようとしていたことである。その文章には「甲乙間の一切の権利義務関係(残業代等を含む)に関して、一切の紛争が存在しないことを確認し、今後一切異議を申し立てないことを相互に確認いたします」と書かれていた。この文章への捺印提出を団交当日に事務員に電話させていることだ。社長と会社側弁護士に強く抗議した。

次回団交 8月16日 午後6時から

7月30日憲法学習会3回目の1/3回目

現憲法を「押し付け憲法」と批判する人たちがいる。しかし、私たちの先輩が自ら作った憲法であることを学び、平和を求めた理念を込めた憲法であることを、再確認する作業として進めてきました。今回は敗戦から、GHQ草案ができる前の段階「日本人の作った憲法草案」を土台としてGHQの憲法草案ができたことを学びました。

敗戦後明治憲法の研究者である鈴木安蔵を中心に憲法研究会が作られそこで「憲法草案要綱」が作られたことを学びました。この「憲法草案要綱」が、あったことでGHQは1週間で「憲法草案」を書き上げることができました。ポツダム宣言12項(日本人民の自由なる意思)に適合しているのです。さらにポツダム宣言10項(基本的人権の尊重)が取り入れられていることがはっきりしました。だから時の政府はこの「憲法草案」を受け入れざるを得なかったのです。内閣終戦連絡事務局次長白洲次郎と内閣法制局第1部長佐藤達夫が30時間協議して受け入れることが決まりました。

今回は、「憲法草案」を1946年7月衆議院帝国憲法改正案委員小委員会で議論され決定していく様子を見ていきます。当時の憲法の中身を決めた小委員会の様子が新しい資料で明らかになってきました。次回開催日は8月27日金曜日です。 byM

「憲法を学ぼう！」学習会

自民党「日本国憲法改正草案」脅かされる平和的生存権

旧安倍政権時での、2014年7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定、2015年9月19日、安保法案の参議院採決は、政府が憲法9条の解釈を変更し、これを踏まえ法律によって集団的自衛権を容認することは憲法の立憲主義に違反し平和主義及び国民主権の基本原則に違反し、後方支援の拡大や武器使用の拡大の立法も自衛隊の海外で武力の行使に至る危険性を高める。9条無視は、日本国憲法最大の危機である。憲法9条は一項で軍隊の不保持と交戦権の否認を明記している。

今の憲法の下で、日本は海外で国際法上の「戦争」を遂行する手段(軍隊)と資格(交戦権)を持っていないので歴代自民党政権により「海外派兵の禁止」が厳守されてきた。他国が日本を攻撃しようとした場合、日本国憲法によって禁じられた軍隊でない第二警察(警察予備隊)である自衛隊が日本の領域(領土、領海、領空)と周辺(公海、公空)のみを戦場にして戦う「専守防衛」(個別的自衛権)で守ることとしてきた。旧安倍政権や、今の自公政権が自衛隊を米軍二軍化にしようと虎視眈々と憲法改正を目論んでいる。自衛隊の米軍二軍化が実現すれば、今まで友好的であった中東の国々と対立し、日本もテロ等の危険に巻き込まれる。また、日本のPKO、NGOもアメリカなどと同様に自衛隊の派遣先で敵対的な扱いを受ける。そして更に、アメリカに続いて日本も「戦費破産」の道を進む。(続く)松下

憲法学習会予定 8月27日(金)午後7時～、9月24日(金)午後7時～



かわら版

Union No.

2021年8月1日

ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
4日(水) 10:45 集合	TKP新橋 カンファレンスセンター	JHU(JAL被解雇者労働組合)団交参加要請 千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング一階ロビー 集合 (JALは人数制限などしてきており、全ての方が 会場に入れない場合もありますが、会社に誠実な団交 をさせる為に多くの皆様の参加をお願いします。)
4日(水) 14:00~15:00	ANA全日 空本社	ユナイテッド闘争団、ANA全日空本社要請・情宣行 動(港区新橋 1-5-2 汐留シティセンター。JR新橋 駅汐留口 3分・銀座線新橋駅2番出口 3分。浅草 線新橋駅汐留方面出口(地下1階) 2分)
5日(木) 9:00~10:00	サンケン電 気本社前 など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(7:00 志木駅前 集合、7:15 サンケン電気本社前、9:00 志木駅前、12: 00 サンケン電気東京事務所前)
11日(水) 9:00~10:00	アメリカ商 工会議所	ユナイテッド闘争団 第19回アメリカ商工会議所情宣 行動(港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MTビル、神 谷町駅1番出口徒歩10分)
14日(土) 15日(日) 16日(月)	大田区民 プラザ(多 摩川線 下 丸子駅)	大田平和のための戦争資料展 14日(土)13:30~18:00、15日(日)9:30~18:00、 16日(月)9:30~16:30(15日は展示場と別に「小ホー ル」にて朗読、コンサート、合唱を開催します。)
19日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
26日(木) 7:00~13:00	サンケン電 気本社前	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)

検証の第一歩は、なぜ事故が起きたのかではなく、 そもそも、なぜそこに原発があったのか？

—「7.31 福島『復興』の真実」今井 照さんの講演を聞いて—

▶メモしたことは

■現状

- ①今もなお、政府の基準でも人が住んではいけないところが、山手線内の 5 倍の面積もある。
- ②今もなお、約 10 万人に出された避難指示のうち、帰還者は 1 万人に満たない。
- ③避難指示が解除されると、戻らない人は避難者ではなくなる。
→見かけ上の避難者減らし。

■復興

- ①政府の「移住による復興」は間違っている。被災者とは無縁の担い手不在の復興。
- ②だから、経産省主導の「福島イノベーション構想」はダメ。
- ③どうして、そこに住んでいた人は戻らないのか。
 - ・10 年経って住める家がない。(避難先で家を建てた)
 - ・原発建屋の爆発音が耳を離れない。全ての終わりの恐怖。
 - ・原発が今でもそこにあり、被害は続いている。一触即発の危機

■伝承館(双葉町)

- ①事故がありましたからスタートし、なぜ、ここに原発があったのかは省かれている。
- ②「福島の人は大変でした。でも、こんなに頑張っています」と、被害と復興だけ。
- ③だから、東京などから行く人には、「よく分かりました」と評判がいいが、地元の人には評判が悪い。

■賠償

- ①帰還困難区域の人には、そこそこ出ている。しかし、それ以外の地域の人には出していない。
- ②支援ではなく、賠償をしっかりとやるべき。
国は、被災者を「支援してやっている」という意識。だから、「国家公務員宿舎にいつまでいるんだ。出て行け」と言える。
事故なんだから支援ではなく、元に戻るまで賠償すべき。



労働と貧困 2021 年 5-6 月 (出所は朝日・毎日)

4 月 30 日 虐待や貧困などにより児童養護施設や里親家庭で育った若者は、施設などを離れた後どのような状況にあるのか。初の全国実態調査の結果が厚生労働省から公表された。回答者の 3 人に 1 人が生活費や学費で悩み、「貯金がもう底つきそうで死にそう」との声も寄せられた。連絡先不明など、調査の案内を届けられなかった対象者が全体の 3 分の 2 を占め、その人たちも含めると状況はさらに厳しいとみられる。

5 月

1 日 全労連系の第 92 回中央メーデー。全国労働組合連絡協議会(全労協)も動画中継の形でメーデーを実施した。

4 日 母子家庭の小学生の子どもの体重の変化に関する支援団体の調査によると、今年 2 月は、都内の家庭の 1 割近くが子どもの体重が減ったと答えた。

5 日 日本商工会議所によると、改正高年齢者雇用安定法が 4 月に施行されたのを受けて必要な対応を講じているのは中小企業の約 3 割にとどまることがわかった。

8 日 「ウーバーイーツ」が一部の地域で先行導入し、配達員から「水準の引き下げだ」との声があがっていた新たな報酬体系を 10 日から全国に広げることがわかった。

7 日 厚生労働省の 3 月の毎月勤労統計調査によると働き手 1 人あたりの現金給与総額は前年同月比 0.2%増の 28 万 2164 円で 1 年 1 カ月ぶりに前年水準を上回った。

10 日 全日本空輸が 2021 年度のボーナスに相当する年間一時金の支給を見送る方針を労働組合に提示したことが判明。従業員の年収はコロナ前と比べて約 4 割減。

12 日 JAL 被解雇者労働組合が都労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

13 日 2020 年の労働災害の死傷者数が 19 年ぶりに 13 万人を超えた。／阪急阪神ホテルズがパート従業員 219 人を 3 月末で雇い止めしたことが判明。

17 日 建設現場でアスベストを吸って健康被害を負った作業員と遺族による訴訟で、最高裁第一小法廷は国と建材メーカーの賠償責任を認める初判決を出した。

18 日 政府・与党が出入国管理法改正案の今国会での成立を断念した。

25日 出入国在留管理庁によると「特定技能」の資格で在留する外国人が導入から2年となった今年3月末時点で2万2567人で、1年前の3987人から6倍近くに増加。

28日 総務省によると4月の完全失業率は2.8%で、前月より0.2ポイント上昇。完全失業者数は194万人で前月と比べて14万人増。厚生労働省によると4月の有効求人倍率は1.09倍で前月より0.01ポイント低下。

6月

2日 2020年度の生活保護制度の利用申請件数は、前年度に比べて2.3%増、新しく利用を始めた世帯数は同2.1%増となった。

7日 トヨタ自動車の男性社員(当時28)が2017年に自殺したのは上司のパワーハラスメント(パワハラ)が原因として労災認定されたことをめぐり、トヨタがパワハラと死亡の因果関係を認め、遺族側と和解したことがわかった。

9日 JAL被解雇者労働組合が都労委に救済を申し立てている問題で福田昭夫衆議院議員(立憲)らが早期解決を求める要望書を都労委に提出した。都労委によると異例。

10日 ローソンで元従業員(36)が長時間労働をさせられたり日常的に暴行を受けたりしたとしてローソン本部に約1300万円の損害賠償を求めた訴訟が大阪地裁で和解した。

18日 厚労省がフリーランスの働き手が労災保険に特別加入できる制度の対象に宅配代行業とITエンジニアを9月から加えると決定。加入は任意で保険料は働き手の負担。

21日 オリンパスの特例子会社オリンパスサポートメイト(八王子市)の障害を持つ労働者が生活できる賃金への引き上げを求めて終日ストライキをした。

23日 厚労省によると過重労働や仕事のストレスで精神障害を発症し労働災害に認定された人は2020年度608人で過去最多。最も多い原因はパワーハラスメント。

25日 厚生労働省は、あらかじめ決められた時間だけを働いたとみなして賃金を払う「裁量労働制」が適用できる対象業務の拡大を検討する。

29日 2020年度の国民年金の保険料納付率は71.5%と、前年度から2.2ポイント増。

29日 総務省によると5月の完全失業率は3.0%で前月より0.2ポイント悪化。完全失業者は204万人と前月より10万人増加。非正規雇用の多い女性の失業率が2.7%と0.4ポイント上昇。男性の失業率は3.2%で前月と同じだった。休業者は212万人で、前月よりも13万人増加。業種別にみると宿泊・飲食業の休業者が18万人増。(迫田)